

参考資料7

指名諮問委員会において指名の適否について判断する基準について (検討用たたき台)

1 検討の方針

裁判官としての指名の適否については、あるべき裁判官像、あるいは裁判官に求められる資質・能力に基づいて検討することが必要

この点については、既に、司法制度改革審議会において議論され、更に、「裁判官の人事評価の在り方に関する研究会」においても議論の上、報告書を作成

当委員会においては、これまでのこのような議論も参考にして検討することが考えられるが、事柄の性質上その内容を一義的に確定し難い面もあるので、立上げ時には一応の方針を議論しておき、その後の具体的な審議の積重ねを通じて適宜見直しを加えることにはどうか。

2 当委員会において指名の適否について判断する基準(一応の方針)

(1) 基本的な考え方

裁判官に求められる資質・能力を前提にして 審査項目を設定するとともに、それぞれの項目について検討する際の視点(考慮要素)を設定した上で、当委員会において以下の方針の下に指名の適否について審議してはどうか。すなわち、指名候補者について、そのような審査項目を踏まえて、その考慮要素を参考にしつつ、また、健康面も考慮して、総合的に見て裁判官としてふさわしいか否かという観点から判断することにはどうか。

指名候補者の中には、司法修習を終えた者、判事補、判事、弁護士等の様々なタイプの者がいるので、指名の適否を判断するに当たっては、それぞれの項目や考慮要素について重点の置き所に差異。

(2) 審査項目及びそれを検討する際の視点(考慮要素)のイメージ

審査項目としては、以下のものが考えられるが、どうか。

(2) 審査項目及びそれを検討する際の視点(考慮要素)のイメージ

審査項目としては、以下のものが考えられるが、どうか。

- 1.) 事件処理能力(裁判官として事件を適切に処理するのに必要な資質・能力)
- 2.) 部等を適切に運営する能力(裁判所全体の中で裁判体(部)を適切に運営する のに必要な資質・能力)
- 3.) 裁判官としての職務を行う上で必要な一般的資質・能力(識見,人物・性格)

それぞれの項目について検討する際の視点(考慮要素)としては,以下のものが考えられるが,どうか。

- 1.) 事件処理能力に関する視点のイメージ
ア 法的判断能力(法律知識,法的判断に必要な資質・能力)に関するものとして,例えば,法律知識の正確性・十分性,法的問題についての理解力・分析力・整理力・応用力,証拠を適切に評価する能力,法的判断を適切に表現する能力,合理的な期間内に調査等を遂げて判断を形成する能力など
イ 手続運営能力(裁判手続を合理的に運営するのに必要な資質・能力)に関するものとして,例えば,法廷等における弁論等の指揮能力,当事者との意思疎通能力,担当事件全般を円滑に進行させる能力など
- 2.) 部等を適切に運営する能力に関する視点のイメージ
例えば,部又は裁判所組織全体を円滑に運営する能力,職員に対する指導能力,職員・裁判官等に適切に対応する能力など
- 3.) 裁判官としての職務を行う上で必要な一般的資質・能力に関する視点のイメージ
ア 識見に関するものとして,例えば,幅広い教養に支えられた視野の広さ,人間性に対する洞察力,社会事象に対する理解力など
イ 人物・性格に関するものとして,例えば,廉直さ,公平さ,寛容さ,勤勉さ,忍耐力,自制心,決断力,慎重さ,注意深さ,思考の柔軟性,独立の気概,精神的勇気,責任感,協調性,積極性など

(3) 判事補の多様な経験について

現在、判事補が多様な法律専門家としての経験を積む制度について検討が進められているが、その制度が整備された段階では、その制度による多様な経験を積んだことが判事補から判事への指名の適否を検討する上で重要な考慮要素となるものとしてはどうか。